

世田谷区本庁舎等整備審議会 答申

平成21年8月13日

世田谷区本庁舎等整備審議会

平成 21 年 8 月 13 日

世田谷区長

熊本 哲之 様

世田谷区本庁舎等整備審議会

会長 照井 進一

世田谷区本庁舎等整備審議会条例（平成 20 年 9 月条例第 52 号）第 2 条の規定に基づき諮問を受けました「世田谷区役所本庁舎等の整備に関する基本的事項について」、以下のとおり答申いたします。

世田谷区役所の第一庁舎、第二庁舎及び世田谷区民会館は、その中庭とともに、「区民活動・交流拠点としての場」としてもこれまで、区民に親しまれてきた。しかし、建築後約40年から50年が経過しており、その時代の要請に応じて、これまで改修や増築等を繰り返してきたが、人口の増加や国や都からの事務移管等に伴い、事務量や行政需要が飛躍的に増大し、区民会館を含む本庁舎等は、現在、さまざまな課題に直面している。

本審議会では、この本庁舎等の現状と問題点を踏まえ、諮問事項である「世田谷区役所本庁舎等の整備に関する基本的事項について」慎重に審議し、次のように答申をとりまとめた。

世田谷区の最大の特徴である地域行政制度は、本庁・総合支所・出張所等の三層構造からなっており、総合支所、出張所等は、それぞれが地域、地区の区民に身近な窓口機能や活動拠点としての役割を担っている。また、本庁舎は、総合支所等の調整機能を担う一方、区としての政策方針の策定や危機管理における本部機能など、専門性の高い事務や集中化によるメリットのある事務等を担うと同時に、一部行政サービス実施機関としての役割を担っている。

世田谷区における本庁舎等の基本的なあり方は、将来にわたり区民の生命と財産を守るために、高い耐震性を備え、災害発生時には区全体の被害状況を把握し、救助・復旧などを行う司令塔としての災害対策本部機能を備えた庁舎等であるとともに、日常的には区民自治の拠点として、単なる行政サービスの提供に留まらず、区民の多様なニーズに応えることができ、誰もが快適に利用できる区民のふれあいと交流をはぐくむ開かれた場であることが必要である。さらに、国際的にもますます重要性を増す環境問題にも率先して取り組む必要がある。

現本庁舎等における区民サービス面では、本庁舎等の狭隘化が著しく、また、窓口などが分散しているため区民にとってわかりにくくなっていること、ユニバーサルデザインへの対応が不十分であること、防犯・セキュリティーを確保する必要があること、災害対策面では、大規模地震を想定した本庁舎等の災害対策本部としての必要な耐震性が確保されていないこと、災害対応時のスペースが不足していること、災害対策用設備の不備があること、また、環境対応面では、省エネルギー型設備の導入が不十分であることなど、さまざまな問題点や課題について、抜本的な解決を図る必要のあることが確認された。また、

これからの行政運営には、区民生活の利便性、地域社会の活性化、行政事務の効率化と高度化などに対応できる情報通信技術（ICT）が求められる。急速に進化する情報通信技術に将来的にもできるだけ対応が可能な庁舎が必要であると確認された。

課題等の解決にあたっては、まず、世田谷区が従来から推進している地域行政を今後とも維持展開しながら、社会状況の変容など時代の要請により、随時、見直していくこととし、審議会は現在の地域行政の基本的理念を前提として審議することを確認した。

また、行政運営の将来展望を見据え、地域福祉や教育などのさまざまな区政課題を着実に推進していく総合行政の観点からも、庁舎問題の改善を図らなければならない。

本庁舎等の整備の前提として、本庁舎の規模（延床面積）は、現状の三層構造のもとで本庁舎が備えるべき機能を十分に備え、分散化と狭隘化を解消するために、少なくとも45,000㎡程度を確保することが望ましい。また、区民に開かれた区役所となるよう、区民の自発的な活動の場として、多様なニーズに応えることができる従来の区民会館などの枠にとらわれない区

民利用スペースの確保も望まれる。

現庁舎の課題や問題点を抜本的に解決し、これからの社会の要請に十分に対応できる区役所本庁舎等のあるべき姿を実現するためには、本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築することが必要である。

なお、本答申にとりまとめた世田谷区役所本庁舎に求められる計画条件とその基本的方向に関する多様な意見を踏まえて、庁舎整備に関する計画の具体化については、財政面や地域運営の観点を含めて庁舎整備の基本構想や基本計画等の中で検討されて、決定されることを期待する。

また、具体的な本庁舎等の計画や設計などにあたっては、公平・公正、透明性を担保し、様々な知恵や工夫を広く集めることのできる仕組みをつくり、世田谷区の歴史と未来にふさわしい庁舎とすることが望ましい。

また、場所については、本庁舎等の歴史的な経緯等から、現在の敷地が望ましいと考える。

しかし、交通の利便性や周辺環境などに配慮した場所への移転の可能性について、今後、検討が必要である。

なお、本庁舎等の整備にあたっては、厳しい社会・経済状況の現状の中で、その経費が区民の負担によってまかなわれることを考慮し、区民の理解を得ながら進められたい。

本審議会の審議の結果が、これから展開される区の検討に受け継がれ、機能的で適切な規模の庁舎とするなど、なるべくライフサイクルコストを抑える配慮をし、健全な財政運営のもとで、区民の安全・安心を守り、区民サービスのさらなる向上を目指した本庁舎等の実現に寄与することを期待するものである。

付属資料

資料 1	審議会審議内容の骨子……………	資-1
資料 2	諮問書……………	資-13
資料 3	世田谷区本庁舎等整備審議会委員名簿……………	資-15
資料 4	世田谷区本庁舎等整備審議会検討経過……………	資-16

資料 1 審議会審議内容の骨子

目次

1. 本庁舎等の問題点と課題について	資-2
(1) 区民サービス面からみた問題点と課題	資-2
(2) 災害対策面からみた問題点と課題	資-2
(3) 環境対応面からみた問題点と課題	資-3
(4) 情報化対応に関する問題点と課題	資-3
(5) 本庁舎等の問題点と課題（まとめ）	資-4
2. 本庁舎等のあるべき姿について	資-5
(1) 区民サービス面	資-5
(2) 災害対策面	資-6
(3) 環境対応面	資-6
(4) 情報化への対応	資-7
(5) 本庁舎等の問題点や課題を解決するための前提	資-7
(6) あるべき庁舎について（まとめ）	資-8
3. 課題や問題点を解決するための庁舎整備の方法について	資-10
(1) 本庁舎等の整備方法の考え方（検討の流れ）	資-10
4. 今後検討が必要な事項	資-12
(1) 庁舎の位置（敷地の検討）	資-12
(2) 世田谷区民会館（利用用途等の検討）	資-12

1. 本庁舎等の問題点と課題について

世田谷区役所本庁舎等の整備に関する基本的事項を検討するにあたり、建築後、約40年から50年が経過し、老朽化が進んでいる本庁舎等が置かれている現状について、区民サービス面、災害対策面、環境対応面など多面的に把握することから検討を開始しました。現地の視察も実施しましたが、世田谷区の本庁舎等は、次のような問題点と対応すべき多くの課題があることが、共通理解となりました。

(1) 区民サービス面からみた問題点と課題

○本庁舎等の狭隘化

現庁舎は、人口の増加や都からの事務移管等により狭隘化が進み、窓口や待合スペースが不足しており充実した区民サービスの提供に支障をきたしています。また、窓口スペース、相談スペース等が十分確保できていないため、窓口等におけるプライバシーの確保に問題が生じています。

区民交流のための場、イベントや展覧会など、多目的に利用できるパブリックスペースが不足しています。

来庁者用の駐車場や駐輪場が不足しています。

○庁舎や窓口の分散化

現在の区役所本庁舎は、第一庁舎、第二庁舎、第三庁舎（プレハブを含む）をはじめ、城山分庁舎、三軒茶屋分庁舎など、多くの建物に分散配置されています。用件によっては、庁舎を行き来するの必要があり、区民にとってわかりにくく、利用のしにくい庁舎となっています。

○バリアフリー化への対応不足

現在の本庁舎等は、バリアフリー化が十分ではなく、誰もが使いやすい施設になっていません。（第一庁舎の階段途中のトイレ、車椅子利用者などがアプローチできない夜間・休日受付窓口、段差の多い区民会館など）

○防犯・セキュリティー面

本庁舎等は、侵入等を防ぐ防犯・セキュリティー面が十分ではありません。

(2) 災害対策面からみた問題点と課題

○大規模地震を想定した本庁舎等の耐震性

本庁舎等は、災害時に最も重要な拠点と位置づけられるため、高い耐震性能を保持す

べきです。第一庁舎、第二庁舎は新耐震基準と同等の耐震性能を確保していますが、区民の安全・安心を守る防災拠点としては、大規模な地震等に備えてさらに高い耐震性能が求められます。

○災害対策本部としてのスペース不足

災害時に、災害対策本部の主要各部が集まり、情報を共有しながら災害対応を検討できるようなスペースが、現状では確保されていません。また、専門ボランティアや防災関係機関が打ち合わせをするなどの活動スペースも十分確保されていません。

東京都の災害対策計画では、本庁舎が支援物資の拠点として指定されていますが、庁舎廻りには大型トラックの駐車できるスペースが十分確保されていません。

○災害対策用設備の不備

災害発生時には、ライフライン（電気、水道、ガス、情報通信設備等）の断絶が懸念されます。

大地震発生後の72時間は外部からの供給に頼らずに、自主電源により庁舎内の電気・設備機器が稼動する状態が求められるため、最低でも現状の10倍程度の燃料の備蓄が必要ですが、現状では、庁舎の狭隘化により新たなタンクを設置するスペースがなく、庁舎の非常用発電のほかに燃料タンクを各庁舎に設置しているものの、全庁舎とも容量が不足しています。

（3）環境対応面からみた問題点と課題

○省エネルギー型設備の導入が不十分

空調システムが老朽化し、温湿度調整をフレキシブルに行えていない結果、無駄なエネルギーの消費を招いています。また、室内温度などの差が庁舎内にあります。

このままでは、東京都環境確保条例における温室効果ガス排出総量削減義務が達成できない可能性があり、抜本的な改善が必要です。

環境貢献の図れる最新技術を導入することにより、さらなるエネルギー利用の効率化が必要です。

（4）情報化対応に関する問題点と課題

○情報通信技術（ICT）の基本設備の不備

効率的な行政運営を推進するためには、最新の情報通信技術（ICT）を採用する必要があります。現状では、通信機器等の設置スペースの不足や配線などが柔軟に対応できないことなど情報通信技術の基本設備が不十分になっています。

(5) 本庁舎等の問題点と課題（まとめ）

以上のような論点を踏まえると、本庁舎等の問題点と課題については、次のようにまとめることができ、これらの問題点と課題を抜本的に解決する必要があります。

(1) 区民サービス面からみた問題点と課題

- 本庁舎等の狭隘化が進行しており、区民の利用しにくい庁舎になっています。
- 区民交流のための場や多目的に利用できるパブリックスペースが不足しています。
- 庁舎や窓口が分散しており、区民が利用する上でわかりにくく不便な庁舎になっています。
- バリアフリー対応が極めて不足しています。
- 防犯・セキュリティー面の対応が不足しています。

(2) 災害対策面からみた問題点と課題

- 災害対策の拠点として、さらに高い耐震性能が求められます。
- 災害対策本部機能を果たすためのスペースが不足しています。
- 災害対策用設備の不備のため、非常時の業務に支障をきたします。

(3) 環境対応面からみた問題点と課題

- さらなる省エネルギー型の設備導入が必要です。

(4) 情報化対応に関する問題点と課題

- 情報通信技術（ICT）の基本設備が不十分です。

2. 本庁舎等のあるべき姿について

世田谷区の本庁舎等が抱える問題点や課題について、抜本的に解決をする必要があることが確認され、これを踏まえて、今後の本庁舎等のあるべき姿について次のようにまとめました。

(1) 区民サービス面

○わかりやすく親しみやすい窓口

窓口は庁舎にこられる方の大部分が利用する場所であることから、充実した区民サービスが提供できるように配置するとともに、分かりやすく、使いやすく、親しみやすい場とすることが重要です。

○明るく、親しみのもてるパブリックスペース

エントランスなどは、区民が気軽に立ち寄れ、自然な交流や多様な情報の共有ができるような配慮が必要です。

区民が多目的に活用できるスペースを配置することで、さらなる区民の活動支援をすることが必要です。

○わかりやすい庁舎配置と案内・サイン計画

快適に庁舎を利用するためにも、わかりやすい庁舎配置、動線計画とともにわかりやすい案内サイン計画を行うことが重要です。わかりやすい内容であることや、読みやすくデザインが明瞭であることに配慮した計画が必要です。

○すべての人にやさしい庁舎（ユニバーサルデザイン）

高齢者や障害者の方に使いやすい庁舎となるようにバリアを取り除くという考え方にとどめず、全ての方が同じように、安全で安心して利用できるユニバーサルデザインの考え方を導入するべきです。

乳幼児や子どもを連れている方にも、快適に利用できる庁舎であることが重要です。

○より安全・快適に利用されるような配慮

利用される方の立場にたったきめ細やかな配慮によって、庁舎全体として、より安全で快適に利用できることが重要です。

○区民活動・交流拠点としての場

区民活動の交流拠点としての性格も併せ持つ、「区民活動・交流拠点としての場」等は重要な視点です。これからの本庁舎は区民自治の拠点として、単なる行政サービスの提

供に留まらず、区民の多様なニーズに応え、区民のふれあいと交流をはぐくむことのできる機能やスペースの充実が必要です。

※ 分庁舎等の区有施設の再活用に関しては、本庁舎等への集約化とともに、それに伴う現分庁舎等の再利用について、世田谷総合支所の移転やその他の区民施設などについて、十分に区民ニーズを把握し、区民サービスの満足度を高め、かつ効果的な再利用計画を本庁舎等の整備計画と並行して検討する必要があるという意見がありました。

※ 区民のふれあいと交流をはぐくむことのできる機能やスペースの充実にあたっては、中庭との一体的利用ができるように、内外のスペースの連続性を継承することが望まれるという意見がありました。

(2) 災害対策面

○大規模地震を想定した本庁舎等の耐震性の確保

本庁舎等は、災害時に最も重要な拠点として位置づけられているため、例えば「大地震が発生しても補修の必要がなく十分に機能が確保されている。」など、高い耐震性能を保持すべきです。

建物の耐震性に加えて、大規模地震発生直後から災害対策本部として継続的に利用ができるよう、情報機器等の設備面においても対応が必要です。

○庁舎全体が災害対策本部として機能

災害時は本庁舎を中心に、総合支所を含め、全庁的な連携や各部署の機能維持が可能なように体制を強化するとともに、建物、各種設備の強度、機能、配置、スペースの確保などに配慮が必要です。

○災害時の行政機能の継続性を確保

災害時に電気や上水道の供給が停止した場合に備えて、最低3日分の非常用の燃料や機器冷却水の確保と飲料水などの十分な備蓄の確保とそのためのスペースが必要です。

(3) 環境対応面

○高い環境性能を備えた庁舎

「みどりとみずの環境共生都市世田谷」の実現をめざし、本庁舎等は、その先導的役割を果たすために、周辺環境への寄与や調和に配慮し環境負荷低減策を積極的に採用すべきです。

○自然エネルギーの活用

太陽光発電等の環境配慮技術を活用した自然エネルギーの有効利用が望まれます。

○施設緑化の推進（みどり33）

施設緑化を積極的に推進し、都市部におけるヒートアイランドの抑制、大気汚染の抑制、建物自体の空調負荷削減など、環境に配慮した庁舎とすべきです。

○環境方針への取り組み（ISO14001）

本庁舎等は建築物や技術導入による環境配慮だけでなく、区内最大の事業者として率先して事業活動における環境配慮に取り組むべきです。

※ 低環境負荷に関して、現本庁舎等の一部、あるいは全部を改築する本庁舎等の整備計画の具体化にあたっては、工事に伴う環境負荷および将来にわたる施設利用による環境負荷について十分に検討し、もっとも環境負荷の少ない計画を策定するべきであるという意見がありました。

（4）情報化への対応

○情報通信技術（ICT）の積極的な活用

区民生活の利便性を高める情報化、地域社会の活性化のための情報化、さらに行政事務の効率化・高度化に向けた情報化などに対応できるように最新の情報通信技術（ICT）の積極的な活用が必要です。

○技術進化への将来対応

急速に進化する情報通信技術（ICT）に将来にわたって、できるだけ対応が可能な施設整備が必要です。

（5）本庁舎等の問題点や課題を解決するための前提

○地域行政（制度）

世田谷区が従来から推進している地域行政は今後とも維持展開しながら、時代の要請に応じた見直しを行うものであり、現状を前提としました。

※ 将来像を考えたときに、本庁舎よりも総合支所により役割やサービスを広げていくという考え方もあるという意見がありました。

○庁舎の規模

現在の庁舎の狭隘化や分散化等を解消するために必要な庁舎の規模（床面積）は、少なくとも45,000㎡は必要であることが確認されました。

○機能的な庁舎

華美にならずに、機能的で適切な規模の庁舎とするなど、なるべくコストを抑える配慮が必要です。

※ 住宅地の多い世田谷区にふさわしく、コスト、機能、規模が人間的尺度に見合った庁舎をめざすべきであるという意見がありました。

※ 本庁舎等に求められる「文化性」に関する意見として、第一庁舎、区民会館は、設計コンペによって選出された日本を代表する建築家が設計したもので、区民にとってもその文化的意義は高く、保存活用すべきであるという意見がありました。他方では、文化的価値がどれほどのものなのか、庁舎に文化性は必要ないという意見も少なくありませんでした。

（6）あるべき庁舎について（まとめ）

以上のような論点を踏まえると、望ましい庁舎の姿をめぐる方向性の議論については、次のようにまとめることができます。

(1) 区民サービス面

- 窓口は、充実した区民サービスが提供できるように配置することなどが重要です。
- 明るく、親しみやすいパブリックスペース等を設けることにより、自然な交流や多様な情報の共有ができるようにすることが重要です。
- 区民が快適に庁舎を利用するためにも、わかりやすい庁舎配置、動線計画及びわかりやすい案内、サイン計画を行うことが重要です。
- 全ての人と同じように、安全で安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した庁舎であるべきです。
- 細やかな配慮によって、庁舎全体として、より安全で快適に利用できることが重要です。
- 「区民活動・交流拠点としての場」等は重要な視点です。単なる行政サービスの提供に留まらず、区民の多様なニーズに応え、区民のふれあいと交流をはぐくむことのできる機能やスペースの充実が必要です。

(2) 災害対策面

- さらに高い耐震性能を保持するとともに、災害対策本部として情報機器等の設備面においても対応が必要です。
- 庁舎全体が災害対策本部として機能するように、建物、各種設備の強度、機能、配置、スペースの確保などに配慮が必要です。
- 非常用の燃料や機器冷却水の確保と飲料水などの十分な備蓄の確保とそのためのスペースが必要です。

(3) 環境対応面

- 高い環境性能を備えた庁舎とするために、本庁舎等は環境負荷低減策を積極的に採用するべきです。
- 環境配慮技術を活用した自然エネルギーの有効利用を図るべきです。
- 緑化を推進し、都市部におけるヒートアイランドの抑制、大気汚染の抑制、建物自体の空調負荷削減などを図るべきです。
- 区内最大の事業者として率先して事業活動における環境配慮に取り組むべきです。

(4) 情報化への対応

- 最新の情報通信技術(ICT)の積極的な活用が必要です。
- 進化する情報通信技術(ICT)に将来にわたって、できるだけ対応が可能な施設整備が必要です。

(5) 解決のための前提

- 本庁舎等の問題点や課題を解決するためには、少なくとも45,000㎡の床面積が必要です。
- 華美にならずに、機能的で適切な規模の庁舎とするなど、なるべくコストを抑える配慮が必要です。

3. 問題点や課題を解決するための 庁舎整備の方法について

現庁舎の問題点や課題を抜本的に解決し、庁舎のあるべき姿を実現するための方法について、以下のとおり議論しました。

(1) 本庁舎等の整備方法の考え方（検討の流れ）

本審議会への諮問理由に述べられているように、区長は改築の方向で検討を進める意向を示しています。そこで、本審議会では、一般的な庁舎施設の整備の方法として、「改修」、「増築」、「改築」と、それぞれの可能性についての議論を行いました。（本審議会における整備の方法に関する用語の使い方については、次頁の《用語の定義》を参照）

本庁舎の整備手法をめぐる本審議会の審議の大枠は、次のように4つの検討段階を踏んだと整理することができます。

ステップ1：スペース拡大が不可欠であり、改修のみでは対応不能

庁舎の狭隘化や分散化を解消し、庁舎のあるべき姿を実現するためには、少なくとも45,000㎡の延床面積が必要です。改修のみでは増床などによる必要面積の確保ができないため対応不能です。



ステップ2：単なる増築では、さらなる分散化を生み、課題を解決できない

現在の敷地に単に増築しただけでは、さらなる分散化を生むことなどから、抜本的な課題の解決ができません。



ステップ3：整備の方法を審議する場合の「用語の定義」を行った（次頁参照）

これまで各委員において使用されてきた用語について、意味を統一して審議を行うため、用語の定義を行いました。



ステップ4：改築を行い、現庁舎の問題点や課題を抜本的に解決する

既存建物（一部もしくは全部）を解体し、必要面積を確保した上で改築を行うことにより、区民サービス面、災害対策面、環境対応面の全てにおいて抜本的な課題等の解決が図られます。

※ 委員より、私見として具体的な整備（増築＋大改修案）の方法について提案がありましたが、今後、庁舎整備の基本構想や基本計画等の中で検討される事項であると整理しました。

本審議会では、「修繕」、「改修（大規模改修）」、「増築」、「改築」という用語について下表のように定義して検討を行いました。

参考：用語の定義

用語	本審議会における定義
修 繕	①建築物の劣化や損傷した部分や、機器の性能や機能を現状あるいは実用上、支障のない状態まで回復させること。
改 修 (大規模改修)	①建築物の規模や形を変えずに、時代の要請に応じて機能や性能を更新または付加すること。 ⇒ 免震工事などの大規模改修を含む
増 築	①同一の建物の床面積を増やすこと。 ②既存の建物を壊さずに、同一の敷地の中に新たな建物を建てること。 ⇒ 同一の敷地の中に複数の新たな建物を建てる場合も「増築」という。
改 築	①庁舎の一部または全部を取り壊し、新たに庁舎を建てること。 ②同一の敷地で建替える場合、あるいは別の敷地に建てる場合（通常は「新築」という）も「改築」という。

注) 第6回審議会の資料6-2より抜粋

4. 今後検討が必要な事項

(1) 庁舎の位置（敷地の検討）

調査研究報告書にある検討敷地は、国または都の所有する2ha以上の大規模敷地を5か所挙げ、現在の敷地とあわせて6か所としています。

歴史的な経緯などから、今後の本庁舎等の位置は現在の敷地にあることが自然であるが、交通の利便性や周辺環境などに配慮した場所へ移転をするという可能性などについて、今後、検討が必要であると整理しました。

(2) 世田谷区民会館（利用用途等の検討）

本庁舎に備えるべき区民ホールの機能や規模などについては、区民の文化活動の場、区民交流の場として、各種イベント等を開催することのできる、区民ホールとしての機能を確保すること、大震災等の災害発生時等に、その応急活動等が行える場の確保をすること、すべての人が使いやすいように、ユニバーサルデザイン等に十分配慮し、区民など利用者のニーズに応えられる機能を備えることが必要です。

区が区民ニーズを的確に把握し、「どのような区民ホールにするべきか」については、今後の検討課題と整理します。

※ 区民会館のあり方については、区民の社会教育や福祉、および災害時利用などさまざまな観点とともに、その他の区有施設と役割分担を含めて検討するべきであるという意見がありました。

資料2 諮問書

20 世庁計第 87 号

平成20年11月13日

世田谷区本庁舎等整備審議会 様

世田谷区長 熊本 哲之

世田谷区本庁舎等整備審議会条例（平成20年9月条例第52号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「世田谷区役所本庁舎等の整備に関する基本的事項について」

2 諮問理由

世田谷区役所の第一庁舎、第二庁舎及び世田谷区民会館は、建築後約40年から50年が経過し老朽化が進行しています。

そのため、世田谷区では、世田谷区行政経営改革計画等に基づき、平成16年度から4ヵ年にわたり、庁舎整備に関する基礎的な調査研究に取り組んでまいりました。その結果、現在の区役所本庁舎等には、災害対策拠点としての機能面、区民サービス面、環境への対応面などから、多くの問題点や課題が指摘されています。

世田谷区では、このような庁舎の現状について抜本的な解決を図るために、本庁舎等について改築の方向で検討に取り組んでいくことにいたしました。

そこで、庁舎の現状と問題点などを踏まえ、本庁舎等整備の基本的な事項について諮問いたします。

資料3 世田谷区本庁舎等整備審議会委員名簿

区分	氏名	職（所属）
学識経験者	在塚 礼子	前埼玉大学教育学部教授
	◎ 照井 進一	社団法人公共建築協会会長
	中林 一樹	首都大学東京都市環境学部教授
	牧 恒雄	東京農業大学地域環境科学部教授
	○ 松島 茂	東京理科大学大学院教授
関係行政機関	井手 好郎	世田谷警察署長
	高橋 賞司	(平成21年3月まで) 世田谷消防署長
	田名部 修弘	(平成21年4月から)
地域団体	宇田川 國一	世田谷地域町会連合会
	後藤 正三	北沢地域町会連合会
	斎藤 重男	玉川地域町会連合会
	額賀 一哲	砧地域町会・自治会連合会
	倉本 俊幸	烏山地域町会自治会連合会
	大場 信秀	東京商工会議所世田谷支部
	河原 春雄	世田谷区高齢者クラブ連合会
	杉田 春義	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会
区民	上野 章子	公募委員
	黒木 実	公募委員
	竹内 茂	公募委員
	中村 良子	公募委員
	柳田 文雄	公募委員

◎会長 ○副会長

資料4 世田谷区本庁舎等整備審議会検討経過

世田谷区本庁舎等整備審議会は、平成20年度に5回、平成21年度に5回、全体で10回開催されました。審議会の回数と開催日、議題を整理すると下表のとおりです。

審議会の開催経過

回数 (開催日)	議 題
第1回 (11月13日)	1 諮問 2 審議会の運営について 3 区政概要 4 本庁舎等の現状とこれまでの取組みについて
第2回 (12月11日)	1 地域行政(制度)について 2 財政状況について 3 審議会の全体像と検討手順 4 本庁舎等の現状とあるべき姿(区民サービス面)
第3回 (1月15日)	1 本庁舎等の現状とあるべき姿 (区民サービス面、防災・災害対策面、環境対応面)
第4回 (2月12日)	1 行政組織の基本的役割 2 災害対策面での本庁・支所・出張所等の役割 3 本庁舎等の現状とあるべき姿 (これまでの意見など)
第5回 (3月12日)	1 あるべき姿の実現方法① (改修と改築の比較①) ①あるべき庁舎に求められる規模について ②『改築の方向で検討を進める』ことにした考え方
第6回 (4月14日)	1 あるべき姿の実現方法② (改修と改築の比較②) ①世田谷区庁舎に関する歴史的な経緯 ②本庁舎等の検討敷地 ③現敷地の空地に増築した場合

回数 (開催日)	検討テーマ等
第7回 (5月19日)	1 本庁舎等の整備手法について ①現敷地で改築した場合 ②世田谷区民会館について ③前川建築に関することについて ④第一庁舎、第二庁舎に関する既存不適格の状況
第8回 (6月16日)	1 答申書(素案)について
第9回 (7月7日)	1 答申書(案)について
第10回 (8月4日)	1 答申書のとりまとめ

世田谷区本庁舎等整備審議会 答申

平成21年8月13日

発行：世田谷区本庁舎等整備審議会

事務局：世田谷区庁舎計画担当部庁舎計画担当課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27